

令和3年4月1日より福井市産業廃棄物等適正処理指導要綱の一部を改正します

～県外排出事業者のみなさまへ～

改正①

県外産業廃棄物の搬入協議

福井県外から産業廃棄物を搬入する際の手続きを見直しました。
今後も排出者としての処理責任を認識し、産業廃棄物を処理してください。

◆搬入の事前協議◆

年度ごとの協議ではなく、新規の搬入に限り事前協議が必要です。

※ホームページ掲載の新しい様式をご利用ください。

◆変更がある場合◆

協議内容に変更がある場合は、すべて変更事項届出書にて届出のご提出をお願いします。
(届出受理後、変更内容を記載した受理書を交付しますので、通知書と一緒に保管してください。)

◆搬入を中止する場合◆

搬入を中止する場合や、搬入先を変更して新たに通知書を受け取った場合は、現行の通知書を返却してください。

◆実績報告書◆

搬入実績報告書を廃止します。

～福井市内の処分業者のみなさまへ～

改正②

処分実績報告書

産業廃棄物を処理する処分業者の方は、新たに処分実績報告書のご提出が必要です。

〔報告内容〕

前年度に行った処分について、廃棄物の種類ごとに、排出量や処理方法の報告をお願いします。

〔提出期限〕

- ・前年度に県外産業廃棄物の搬入のあった処分業者：毎年9月30日までに提出をお願いします。
- ・前年度に県外産業廃棄物の搬入のなかった処分業者：市が報告を求めた際に提出をお願いします。

改正③

押印の義務付け廃止

申請書等の押印の義務付けを、原則廃止します。

お問合せ：福井市役所 環境廃棄物対策課（廃棄物対策係）
TEL：0776-20-5398 FAX：0776-20-5675